

【小学校1～3年生向け】令和3年度版

電子メディアとの付き合い方

〔学習ノートA〕

児童の皆さんへ

パソコンやタブレット、ゲームやSNSはとても便利で、楽しいものです。このノートは、みんなさんがパソコンやタブレットを使いすぎないように、また、友だちと勉強したり、遊んだりするときに思いがけない失敗をしないようにするために、学校や家で学べるようにつくりました。このノートを使ってパソコンやタブレットなどの利用の仕方を、友だちやお家の人と話し合ったり、自分の使い方を振り返ったりしてみましょう。

保護者の皆さんへ

令和3年度から、「GIGAスクール構想(*)」により、県内の中学生にタブレット等の端末が整備され、学習においてもその活用が進むなど電子メディア機器(*)は子どもたちにより身近なものとなりました。電子メディア機器は、便利で楽しいものであると同時に、不適切な使い方や使い過ぎによる、友人関係のトラブルや生活習慣の乱れなども問題となっており、子どもたちが電子メディア機器と上手につきあっていくことが求められています。機器の利用にあたって、トラブルに巻き込まれないよう、家庭で話し合うきっかけとしていただくために、このノートを作成しました。子どもたちが「自分で考え」、家庭で「話し合う」構成になっています。また、「保護者の皆さんへ」のページもありますので、家庭での話し合い、ルール作りにぜひご活用ください。

(*)GIGAスクール構想…児童生徒1人1台学習端末・高速大容量通信ネットワークにより、多様な子どもたちに個別最適化され、創造性を育むICT活用の実現を目指した文部科学省の施策。

(*)電子メディア機器…スマートフォン・携帯電話・パソコン・タブレット・携帯音楽プレーヤー・ゲーム機など

ねん
年

くみ
組

ばん
番

なまえ
名前



鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会
(事務局: 鳥取県教育委員会事務局社会教育課)

令和3年8月作成

動画のまねをしたら…

あさこさんが動画を見ていると、動画に出ている人が「あなたの家族がケガをしたらしい」と友だちにうそをついてこまらせしていました。

あさこさんは、その動画がとてもおもしろかったので、友だちのゆりさんに、「先生たちが話していたのが聞こえたんだけど、ゆりさんのお母さんがさっき大ケガをしたらしいよ。」と動画のまねをして、言ってみようと考えました。

動画に出ていた人も最後はみんな笑っていたし、いつも仲良しのゆりさんだから、これくらいのうそならゆるしてくれるとと思ったのです。



【考えてみよう】

① ゆりさんが、動画のまねをしたあさこさんから「ゆりさんのお母さんが大ケガをした」と聞いたらどう思うでしょうか。

② もし、あさこさんがあなたに、「いっしょに、ゆりさんに動画のまねをしてうそを言おう。」と言ってきたとしたらどうしますか。

【家の人と話し合ってみましょう】

どんな動画でもまねをしてよいか話し合ってみましょう。

★お家の方へ

話し合う際には次ページの「保護者の皆様へ①」を参考にしてください。

先生のサイン

保護者の皆様へ①

ポイント

- 過激な動画のまねをしてけがをしたり、言葉遣いが乱暴になったりすることがあります。また、インターネット上で、特定の人を誹謗中傷する事案が多く起こっています。
- 相手の嫌がることをしない・言わないように、普段から気をつけましょう。
- お子さんがインターネット上で悪口を言わっていないか、言っていないかを話し合いましょう。

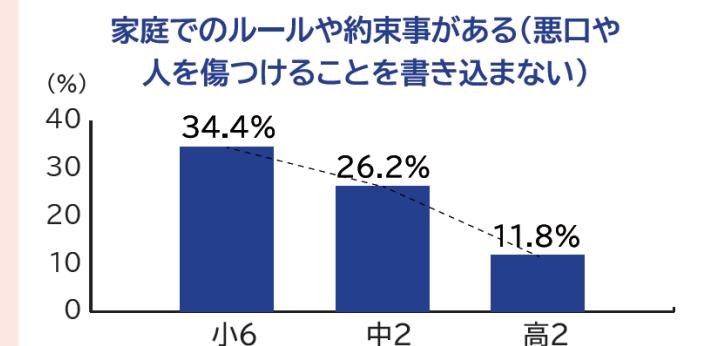
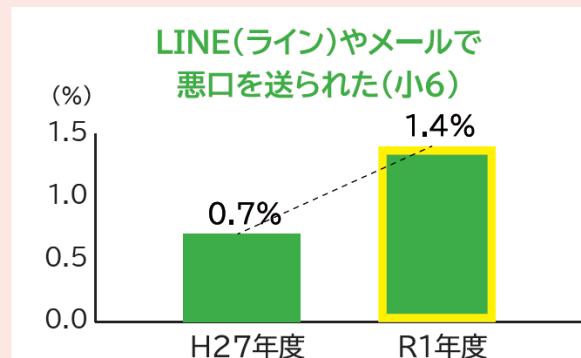
昨今は、新型コロナウイルス感染症に関する誤った情報が拡散されて、無関係の人が誹謗中傷をうける、また、SNS上で執拗に攻撃された人が命を絶つというとても残念な出来事がありました。

日常生活において、うそをついたり、悪口を言ったりすることが、インターネット上の同様の行動につながる可能性があります。相手を思いやる言動ができるようにしましょう。

迷惑をかけるような行いをまねたり、人を傷つけるために情報を拡散したり、執拗に他人を攻撃したりすることは許されることではありません。そのようなことのためにインターネットを利用しないよう、適切な使い方を話し合いましょう。

【参考】令和元年度インターネットの利用に関するアンケート結果(鳥取県教育委員会)

本県でもインターネット上で悪口を言われた経験がある児童生徒がいました。また、年齢が上がるにつれて、「悪口などを書き込まない」といった家庭のルールがある割合が減っています。低学年の方から、相手が嫌がることをしない・言わないということを話すことが大切です。



SNSトラブルから子どもたちを守るために合言葉「とりのからあげ」を守りましょう！

- 『と』もだちがきずつく事をしない
- 『り』よう時間を決めよう
- 『の』せない個人情報
- 『か』きんしない
- 『ら』いんは相手の事を考えて送信
- 『あ』わない SNSで知り合った人
- 『げ』(ゲ)ームソフトの年齢制限を守る



令和2年度に青少年育成鳥取県民会議が実施した「青少年のSNSトラブル防止標語コンテスト」において大賞に選ばれた鳥取市立浜村小学校6年生(当時)のグループが考えた標語です。
詳しくはQRコードから >>>>>>>>>



か て い よ 家庭で読むページ(家人の人と一緒に読みましょう)



インターネットを安全に使うため、知っておきたいこと

インターネットには、様々な特性やサービスがあります。自分やまわりの人を守るために知っておきましょう。

① 世界中に公開されます

インターネットへ載せた文章や写真は、世界中に公開されます。「親しい友だちだけだから…」と思っていても、誰かが転送すれば、世界中に公開されてしまいます。

② 一度載せると取り消すことはできません

インターネット上に一度載せた文章や写真は取り消すことができないことが多く、必ずどこかに記録が残ってしまいます。名前を書かない場合でも、誰が発信したかという記録が必ず残ります。将来の自分にとって、マイナスになってしまうこともあります。

③ 情報をそのまま信用してはいけません

インターネット上には誰でも情報を載せることができるので、信用できない情報も多く、情報を持てていときただないようたしひつようあります。また、相手にも事情があり、すぐに返信できないこともあるということを知っておきましょう。

④ 相手のことを考えながら通信しましょう

インターネットでのやりとりは文字が中心になるため、思いが相手に伝わりにくく、誤解が生じたり、相手を傷つけてしまったりする場合や、同じ情報でも相手によってとらえ方が違う場合もあります。また、相手にも事情があり、すぐに返信できないこともあるということを知っておきましょう。

⑤ 夢中になってやめられなくなることがあります

インターネットのサービスの中には、夢中になってしまいうるなサービスがたくさんあります。使い始めるとなかなかやめられなくなり、依存症になってしまいうる可能性もありますので、使う時間決めましょう。

「メディア21:00」運動

21時以降は友だちを巻き込むようなメッセージのやりとりやチャット(会話)ができるコミュニケーションツールやゲームをやめて相手の時間を尊重しようという運動です。鳥取県PTA協議会が提唱し、様々な団体が賛同し運動を進めています。生活習慣をくずさないようにするために「メディア21:00」運動に取り組みましょう。

※電子メディア機器の利用や購入を推奨する運動ではありません。

とも 友だちよりスマートフォンが大事？

ひろさんは、友だちのたくやさんの家に遊びに行きました。今日はいっしょにサッカーをしようと思ったのですが、たくやさんは1ヶ月前に買ってもらったスマートフォンをずっとさわっています。ひろさんと話をするときも、おやつを食べるときも、そして、トイレに行くときもずっとスマートフォンを持ったままです。

ひろさんが話しかけているのに、たくやさんは画面を見てばかりなので、最後には、なんだか悲しい気持ちになりました。



【考えてみよう】

① もし、あなたがひろしさんだったら、たくやさんに何と言いますか。

② スマートフォンやゲームなどを毎日何時間も使い続けると、どんな問題がおこると思いますか。（友だちや家族との関係はどうなるのか、自分の心や体はどうなるのかなど）

【家人の人と話し合ってみましょう】

テレビやゲーム、タブレットやスマートフォンを使うときのルールを話し合ってみましょう。

★お家の方へ

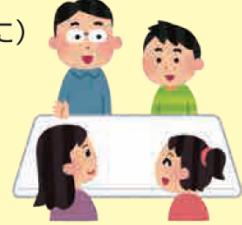
話し合う際には次ページの「保護者の皆様へ②」を参考にしてください。

先生のサイン

保護者の皆様へ ②

電子メディア機器を子どもが利用するときのポイント

- ① ゲームやインターネットの特性を親子で話し合ってみましょう。(4ページを参考に)
- ② ルールは親子で話し合って決めましょう。(親が一方的に決めたルールより、話し合って決めたルールの方が子どもは守りやすい。)
- ③ お子さんが利用する機器(ゲーム機・スマートフォン等)で何ができるのかを、まず保護者の方が理解しておきましょう。
- ④ フィルタリング等の設定をしましょう。また、ゲームやアプリの内容に応じて表示されている対象年齢(レーティングマーク)も確認しましょう。
- ⑤ お子さんがどのように利用しているか(時間・相手・アプリ・ゲーム等)を、定期的に確認しましょう。



〈レーティングマーク〉

ゲームやインターネット利用について決めておきたいルールの例

- 「平日は〇分以内」「夜〇時以降は使わない」など、利用時間について決めておきましょう。
- 電子メディア機器を使わない方がよい場所・場面を決めておきましょう。
- ルールを守れなかったときは…(〇日間使用禁止にする、ゲーム機などを保護者に預かってもらうなど)

新しいゲームやソフト、アプリを欲しがったときは、ルールを見直す良い機会と捉え、子どもの成長に合わせたルールづくりを心がけましょう。

困ったときの相談窓口

インターネットを
利用した犯罪に
あつたら

架空請求に悩ん
だり、請求の内容
に疑問を感じたら

ネットいじめに
悩んだら

もしものときや、困ったときは、一人で悩まず、相談しましょう。
親身になって話を聞いてくれます。

【鳥取県警察本部】

【警察相談専用電話】#9110 (通常の通話料がかかります。ダイヤル回線及び一部のIP電話不可)
0857-27-9110

【サイバー犯罪対策課】0857-23-0110 (代表)

【電子メール】k_haiteku@pref.tottori.lg.jp

【消費者ホットライン】188 (局番なし)

【鳥取県消費生活センター】

【東部消費生活相談室】0857-26-7605 (県庁第2庁舎2階)

【中部消費生活相談室】0858-22-3000 (倉吉交流プラザ2階)

【西部消費生活相談室】0859-34-2648 (米子コンベンションセンター4階)

【相談電話・メール】

【24時間子供SOSダイヤル】0120-0-78310 (無料・毎日24時間)

【いじめ相談メール】ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

【いじめ110番】0857-28-8718 (毎日24時間)

【子どもの人権110番】0120-007-110 (平日のみ8:30~17:15) (無料・IP電話不可)